（H31.1.15　平成30年度第4回評議会）

資料1

平成３１年度秋田支部保険料率について

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

平成31年度保険料率

１．これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。

平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが９支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が18支部、引き下げるべきとの意見が６支部となっている。

２．協会としての対応

（１）平均保険料率について

平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。

（２）激変緩和率について

現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、8.6／10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

（３）保険料率の変更時期について

平成31年４月納付分からとする。

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

平成30年12月19日
第95回運営委員会資料

1．平均保険料率

■平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

＜ **秋田支部評議会**における意見内容（平成30年11月提出）＞

意見の概要

１．３１年度の平均保険料率について

○「政府の社会保障改革案がまだはっきりしない部分もあるため、保険料率は10.0%を維持する方向でよいと思うが、今後、準備金の増加により国庫補助率を引き下げられることのないよう留意してほしい。」

○「準備金の金額が法定準備金の水準を大幅に超えているのは、法の趣旨から妥当といえるだろうか。還元できるときは還元をして事業主等の負担を軽減してもよいのでは。単純な見通しだけではなく、特に小規模事業者の厳しい状況なども含めてトータルで考えてほしい。」

○「現在は収入と収支がある程度安定しているが、単年度収支差と準備金残高の関係によって、平成4年度のような国庫補助率の引き下げがあるのではないかと危惧している。」

２．３１年度の激変緩和措置について

○「これまでの議論や他の都道府県などの状況もあり、ここで激変緩和措置を伸ばしてほしいということは難しいと感じる。」

３．保険料率の変更時期について

○「保険料率改定時期は、4月納付分（3月分）以外の実質的な選択肢がないため、論点にはならないのではないか。」

平成31年度　秋田支部保険料率の見通し

秋田支部　**健康保険料率**

平成30年度		平成31年度
１０.１３％	➡	**１０.１４％**
（＋０.０１％）		

平成31年度　秋田支部保険料率の算定（見込み）のとおり

全国一律　**介護保険料率**（40～64歳）

平成30年度		平成３１年度
１.５７％	➡	**1.7３％**
（＋０.１６％）		

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。
31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%（4月納付分から変更）とする。

保険料額の減額分

※　標準報酬月額240千円：　秋田支部の平均標準報酬月額

健康保険料
［月額］ 労使折半前　＋　２４円 折半額　＋　１２円

介護保険料（40～64歳）
［月額］ 労使折半前　＋　３８４円 折半額　＋　１９２円

平成31年度　秋田支部保険料率の算定（見込み）

・高齢者が多く医療費が高い
・報酬が低いので率が高くなる

	調整前		年齢調整 △0.47%		所得調整 △0.89%		激変緩和 8.6/10
保険料率（%）	11.55%	⇒	11.08%	⇒	10.20%	⇒	10.17%
支部別医療給付費による率	1.55%		1.08%		0.20%		0.17%
	5.18%		5.18%		5.18%		5.18%
共通保険料率（後期高齢者支援金、業務経費等）	4.82%		4.82%		4.82%		4.82%

地域差

激変緩和後

10%
全国平均

≪激変緩和措置≫

地域差「0.2」を緩和する率＝8.6/10

0.2×8.6/10=0.17　　10.0000（≒10.00%）+0.17=10.17
（激変緩和後の秋田支部保険料率）

≪支部保険料率の決定≫

10.17に29年度決算時の精算分プラス189百万円であったため「0.0265」をマイナスし、
（収支差）

10.17−0.0265=10.1435%　　10.14%

※ 小数点第3位にかかる端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
（暫定版）

秋田支部

保険料率（%）	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

注．平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の平成30年度からの変化
（暫定版）

秋田支部

平成30年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
＋0.14	＋196	1
＋0.08	＋112	1
＋0.07	＋ 98	3
＋0.06	＋ 84	1
＋0.05	＋ 70	4
＋0.04	＋ 56	4
＋0.03	＋ 42	2
＋0.02	＋ 28	3
＋0.01	＋ 14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	1
▲0.02	▲ 28	3
▲0.04	▲ 56	1
▲0.05	▲ 70	4
▲0.06	▲ 84	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

18

注1．「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2．金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	－	－	拠出金等対前年度比
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	▲ 5 } ＋ 1,450
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	＋ 1,455
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	▲ 206
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ ＋ 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%（4月納付分から変更）とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 6,911円 （ 67,814円 → 74,725円）の負担増
〔月額〕 512 円 （ 5,024円 → 5,536円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は31年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。